

社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団行動計画  
(女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画)

女性職員の施設経営への積極的な参画を推進し、その能力を十分に発揮できるように、次のとおり行動計画を策定する。

□ 計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

□ 目標と取組内容

《目標1》

管理職に占める女性職員の割合を概ね40%程度とする。《24.3%》

\* 《 》はR3年度4月時点の割合

〈取組内容〉

- ・令和3年4月～上位職への積極的な登用を進めるため、女性職員が感じる不安等の把握及び解消、意欲向上を支援する取組を進める。

《目標2》

男女別の継続雇用割合の差を解消する。《男性80% 女性70%》

\* 《 》は9事業年度前に採用された職員の継続雇用割合

〈取組内容〉

- ・令和3年4月～女性職員の継続雇用を促進するため、育児休業が取得しやすい職場風土を醸成する取組を進める。